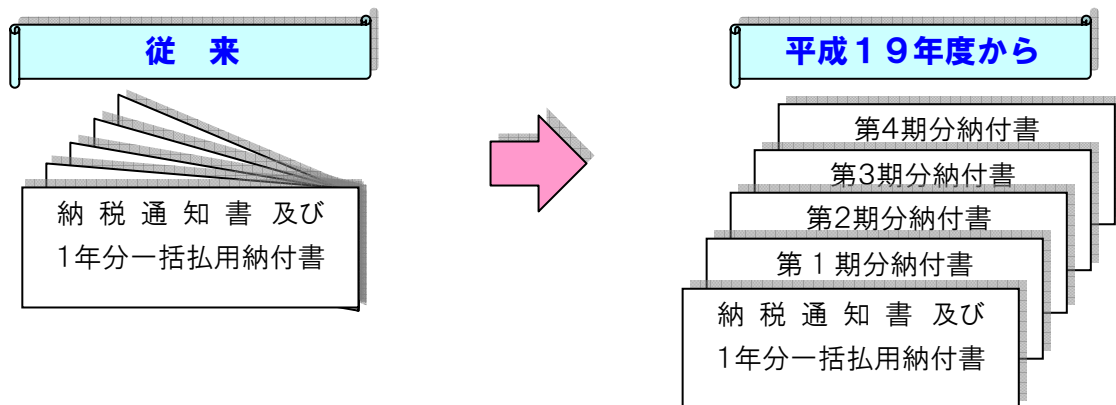


固定資産税の納税通知書が単票形式に変わりました

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、平成19年度より納税通知書と各納期の納付書が綴じられていない状態（「単票形式」といいます。）に変更されました。納付にあたっては、期別・納期限をご確認の上、納付する期の納付書だけを金融機関・コンビニ等にお持ちください。



単票形式Q&A

Q なぜ、単票形式にしたのですか？

A これまで、納税通知書と各納期の納付書を一冊にまとめて綴じていたことで、コンビニや金融機関等において、収納する期を誤るなどの事故が発生しております。東京都では、店頭での納付事故防止の観点から、平成19年度より納税通知書と各納期の納付書を綴じない状態で送付し、店頭にて納付する期の納付書をお出しいただくような方式に変更させていただきました。

Q 納付書が何枚も入っていますが、どれを使えばいいのですか？

A 納付書の右端に赤で「1年分一括払用」や「〇期分納期限〇月〇日」と印刷されております。こちらをご覧ください、例えば全期前納する場合は「1年分一括払用」、1期分を納付する場合は「1期分納期限〇月〇日」と印刷された納付書を店頭へお持ちください。

1年分一括払用（全期用）納付書について

「1年分一括払用（全期用）納付書」は、1期分から4期分までの税額をまとめてお納めいただくための納付書です。

「1年分一括払用納付書」は、納期限の記載がありません。お支払いは第1期納期限以降でも可能ですが、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。